

171-参-厚生労働委員会-8号 平成21年04月14日
※厚生労働委員会委員長として議事進行

○委員長（辻泰弘君） ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。

去る二日、犬塚直史君及び大久保潔重君が委員を辞任され、その補欠として小林正夫君及び家西悟君が選任されました。

○委員長（辻泰弘君） あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院厚生労働委員長田村憲久君から趣旨説明を聴取いたします。田村憲久君。

○衆議院議員（田村憲久君） ただいま議題となりましたあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

国民の保健医療に直接的にかかわるあんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士及び柔道整復師は、国民の健康保持に大きな役割を果たすものであることから、その免許付与者は厚生労働大臣とされているところであります。しかしながら、医療関係職種のうち、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の資格試験については、法律上、国家試験と明記されている一方で、これらの七職種については国家資格であるにもかかわらず、法律上、試験の名称が国家試験とされておりません。

これらの業務に携わろうとする者が今後とも国民の信頼になお一層こたえていくためには、国家資格に係る業務に携わる者としての使命感を高め、その資質向上を通じてこれらの業務の適正遂行を図る必要があります。

本案は、このような状況にかんがみ、これらの資格に係る試験が国家試験であることを明確にするため、その名称を国家試験と法律上明記する措置を講じようとするものであります。

なお、この法律は、平成二十一年九月一日から施行することとしております。

以上が本案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（辻泰弘君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に質疑、討論もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（辻泰弘君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（辻泰弘君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省健康局長上田博三君外二十一名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（辻泰弘君） 社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、雇用、医療等に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

（中略）

○梅村聡君 もうこれからも、このことに関しては常に問題意識を持って質問をさせていただきたいと思いますので、是非これからもよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○委員長（辻泰弘君） 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕